

### 質 問

財政健全化法における、公営企業の資金不足額比率の算定上の留意点等について教えてください。

### 回 答

#### 1 公営企業にかかる健全化指標

これまでの地方財政再建促進特別措置法に基づく再建制度は、普通会計を中心としたものであり、また、地方公営企業法における再建制度は、自治体が自ら申し出ることによって初めて適用されるものであったため、経営が悪化した公営企業の早期是正の法的なスキームがありませんでした。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」）においては、財政の健全性を示す4つの指標（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）が定められました。そのうち「連結実質赤字比率」は、地方公共団体の実質赤字について、公営企業会計も含めた全会計を連結して把握するために新しく整備されたものです。これにより、公営企業の経営悪化が原因で、連結実質赤字比率が上昇し、早期健全化又は再生段階に至った場合、当該公営企業を中心に早期健全化又は再生のスキームが適用されることとなります。

一方、公営企業単体の経営状況を示す指標として「資金不足比率」が設けられています。これは、公営企業が供給するサービスが、日常生活に直結するものが多く、経営の悪化が市民生活に多大な影響を与えることから、経営悪化の初期段階から自律的な経営改善を義務付け、一般会計に与える影響についても未然に防止することを目的としています。

資金不足比率は先に述べた4指標と同様に監査事務局による審査及び議会への報告が義務付けられ、比率が基準（20%）以上となった場合は、一般会計等における財政の早期健全化とほぼ同様のスキーム

により、経営健全化計画の策定、外部監査による審査及び議会の議決を経て、計画を公表することが求められます。

#### 2 資金不足比率の算定

資金不足比率の具体的な算定方法は、健全化法施行令に定められており、前年度の「資金不足額」を前年度の「事業規模」で除した数値となります。これは、過去の再建制度において用いてきた不良債務や、地方債協議制度で用いる資金不足額の算定方法をベースに整備されたものです。

「資金不足額」は、概ね、法適用企業については流動負債から流動資産を差し引いた額、法非適用企業については繰上充用金となりますが、事業の性質上、事業開始後の一定期間やむをえず赤字が生じる場合があること等を考慮し、「解消可能資金不足額」（詳細は下記3を参照）を控除することが認められています。

ただし、宅地造成事業については、解消可能資金不足額の規定がなく、流動資産に含まれる販売用土地について、販売可能な土地の収入見込み額（土地の評価額）を算入する等の算定上の特例が設けられています。なお、土地の評価方法は、法施行規則に定められており、不動産鑑定士による鑑定評価によるほか、近隣の路線価等により簡便に算出する方法もあります。対象団体においては、適切な評価方法により算定作業を進めておく必要があります。

「事業規模」については、料金収入など損益計算書上の営業収益となります。ただし、宅地造成事業については、調達した資金規模を示す資本及び負債の合計額を用います。

なお、地方債協議制度においても許可事業への移行基準として、資金不足比率を用いますが、地方債制度上の資金不足比率は、地方財政法施行令の規定

により算定を行います。健全化法との大きな相違点は、資金不足額の算定における解消可能資金不足額の控除や宅地造成事業に係る特例がないこと、許可事業への移行基準が資金不足比率10%以上であることなどが挙げられます。地方債協議制度における許可事業となった場合、地方債同意等基準に定める経営健全化計画の策定が必要であり、当該計画の内容、資金不足比率の割合を勘案し、その状況に応じて地方債の制限が加えられる場合があることに留意してください。

### 3 解消可能資金不足額の算定

公営企業の事業開始後、一定期間生じる資金不足額のうち、客観的な算定により将来解消が可能と認められるものについては、資金不足額から控除することとされており、その算定方法については、「健全化法施行規則第6条」、「解消可能資金不足額に関する基準等」（平成20年3月31日付け総務省告示第百九十号）等により定められています。算定の概要と留意点については下記のとおりです。

各方式の趣旨に基づき、団体の実情に応じた方法の選択が可能ですが、当該方式を選択したことについて、議会等への説明責任を負う必要があることに留意してください。

なお、資金不足額が発生しない事業については、解消可能資金不足額の算定は不要です。

※下記の算定方式の名称は、総務省告示「解消可能資金不足額に関する基準等」に記載されている名称です。

※下記の算定方法は、概要を説明するため簡略化しています。実際の算定にあたっては、総務省から提供されている「算定フォーマット」を活用してください。

#### ①累積償還・償却差額算定方式

（健全化法施行規則第6条第1項第1号）

初期投資が大きく、耐用年数の長い事業において、企業債の償還期間と減価償却期間との差により、減価償却費を上回って元金償還費が発生することにより生じる差額を控除する。

#### 〔対象事業〕

全事業

#### 〔算定方法〕

{(各年度元金償還費－各年度減価償却費)の供用開始後の累計額－資本費平準化債発行累計額} × (1 - α)

※α…当該特別会計の元利償還金に対する一般会計からの繰入金の割合を控除

※法非適用の簡易水道及び下水道事業の減価償却費については、簡易算定の方法が定められている。

#### ②減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式（健全化法施行規則第6条第1項第2号及び第3号）

施設の利用及び料金収入が平年度化し、減価償却前経常利益相当額（料金収入から維持管理費等を控除した後の剰余額）がある事業で、過去の部分供用時などの資金不足が残っている場合に、当該施設の耐用年数期間内に解消しうる部分を客観的に算定し、控除する。

#### 〔対象事業〕

下水道事業、鉄軌道事業

#### 〔算定方法〕

##### ○法適用

流動負債 ÷ 負債総額 × 経常利益 × 残存耐用年数

※経常利益は、減価償却費を控除する前の数値を用いる。

※下水道事業の残存耐用年数は、一律に45年を用いる。

##### ○法非適用

法適用の算定式を次のとおり読み替える。

流動負債 ⇒ 繰上充用額

負債総額 ⇒ 繰上充用額 + 地方債残高

経常利益 ⇒ 経常収益 - 支払利息 - 維持管理費

### ③個別計画策定算定方式

(健全化法施行規則第6条第1項第4号及び第5号)

施設の利用及び料金収入が平年度化していない事業において生じている資金不足について、個別の経営計画に基づき、当該施設の耐用年数期間内に計画的に解消しうる部分を算定し、控除する。

#### 〔対象事業〕

供用開始から15年以内の下水道事業

#### 〔算定方法〕

※府内市町村において、対象事業が存在しないため省略。(詳細は算定フォーマット参照。)

## 4 まとめ

健全化法の成立により、財政の健全性を示す指標の公表が制度化されましたが、上記3で説明した解消可能資金不足額控除などの諸調整により、本来の経営の姿が見えにくくなることも考えられます。

指標の公表に際しては、機械的に数値を公表するだけでなく、経営の現状や将来の見通しについても、積極的に開示を行っていく必要があります。

経営が悪化した公営企業が、更なる経営健全化の取組みを行うことは勿論ですが、健全段階の事業にあっても、法の趣旨を鑑み、現状の経営状態が後退することのないよう、引き続き不断の取組みを行っていくことが求められます。

なお、経営の健全化を考える上で、効率的な経営を行っても赤字となる事業については、一般会計からの負担をいたずらに継続させるのではなく、当該事業のあり方(継続か清算かの検討、民間への売却や民営化の是非など)についても、検討を行っていくべきでしょう。

(大阪府総務部市町村課財政グループ)